

奈良産業保健総合支援センター

〒630-8115 奈良市大宮町1-1-32

奈良交通第3ビル3F

TEL：0742-25-3100

FAX：0742-25-3101

HP <https://www.naras.johas.go.jp>

Eメール info@naras.johas.go.jp

Vol. 35 2018年 秋号

かわら版

職場における喫煙・受動喫煙防止対策



保健師 井谷美幸

奈良産業保健総合支援センター

産業保健相談員（保健指導担当）

大阪労災病院

治療就労両立支援センター

2020年の東京オリンピック・パラリンピックを迎えるにあたり、東京都では、受動喫煙防止条例が今年6月に成立しています。また、7月18日には受動喫煙対策強化を主な内容とする改正健康増進法案が可決・成立しました。

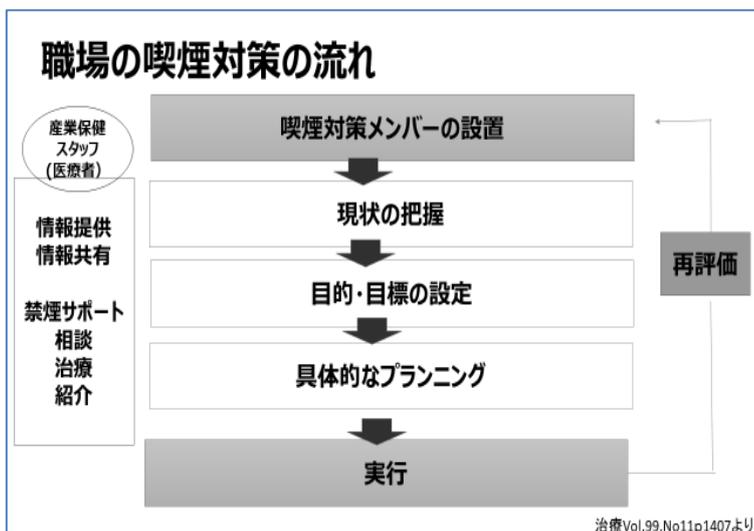
これらのことを契機として、喫煙、受動喫煙への対策が各方面で広がっていくのではないかと思います。

職場では、労働者の健康を保持・増進する観点から、労働者の受動喫煙を防止するため、「事業者および事業場の実情に応じ適切な措置」をとることが事業者の努力義務として課せられています。（労働安全衛生法第68条の2）

皆様の事業場では対策を講じていらっしゃいますか？

職場の喫煙対策の流れとしては、事業所内に喫煙対策・受動喫煙対策チームを設置することから始まります。産業医や産業保健職は禁煙支援のアドバイザーとしての立場で、対策チームを支援していくことが大切です。（図参照）

まず、事業場の現状把握として、健診結果や事業場内アンケートを利用して、現在の喫煙率や喫煙者、非喫煙者の意見をまとめます。次いで、目的・目標を定め具体的なプラン二



の喫煙率や喫煙者、非喫煙者の意見をまとめます。次いで、目的・目標を定め具体的なプラン二

ングをして実行していくように、PDCA サイクルを廻していき禁煙対策を進めていくことが理想的です。

最近では、健康経営の観点からも、職場の（受動）喫煙対策は必須です。健康経営で、プレゼンティーズム（職場に出勤しているが、何らかの健康障害によって業務の能率が落ちている状況）、アブセンティーズム（病気療養）の両方に喫煙は影響を及ぼします。

また、喫煙者が職場を離席する時間を1年間で通算すると18日分の労働に相当すると言われています。このような状況は生産性を下げるだけでなく、従業員の健康関連コストとして事業場の負担となります。タバコ対策としての単独課題としてだけでなく、経営の視点からの健康管理として取り組むこともお勧めします。

近年、新型タバコをハームリダクションとして使用している喫煙者もいますが、新型タバコはWHOの『タバコの規制に関する世界保健機関枠組条約』（FCTC：Framework Convention on Tobacco Control）で定義されているように紙巻タバコと同じ葉たばこを使用したタバコ製品に位置づけられ、本条約締約国である日本の受動喫煙対策においても、紙巻タバコと同様に規制されるべき対象であることを情報発信する必要があります。また、受動喫煙への影響も懸念されています。実際の新型タバコでのエアロゾルから発生する化学物質には有害物質も含まれています。従来のタバコと同様な対策をしていく必要があると考えます。

具体的な受動喫煙防止対策には、①屋外喫煙所の設置（屋内全面禁煙）、②喫煙専用室の設置（空間分煙）、③喫煙可能区域を設定したうえで、当該区域における適切な換気の実施などの措置があります。詳しくは、厚生労働省：受動喫煙防止対策に関する各種支援事業をご参照ください。

（https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/koyou_roudou/roudoukijun/anzenkitsuen/index.html）

最近、産業医科大学の大和浩先生の研究結果から喫煙室の使用による三次喫煙（サードハンドスモーク）が問題になっています。喫煙後の呼気に含まれるガス状物質（TVOC）の測定によって、喫煙後の呼気（タバコ臭い）が喫煙前の口臭に戻るまでに45分必要であると言われています。そのため、喫煙後、45分離席しないとイケない状況になり、業務効率にも影響が出てしまいます。

労働衛生の3管理と喫煙対策と照らし合わせて、（日本産業衛生学会産業医科大学大和浩先生のスライドより）

作業環境管理＝屋内全面禁煙

健康管理＝禁煙サポート

作業管理＝勤務中禁煙

が必要であると思います。

オリンピック開催に合わせて、敷地内禁煙対策や喫煙者への禁煙支援対策により事業場内禁煙化が進むことを祈念いたします。



参考：改正健康増進法による喫煙の禁止等

(厚生労働省発表資料より抜粋)

A 学校・病院・児童福祉施設等、行政機関	敷地内禁煙（屋外に喫煙場所の設置可 ※）
B バス・タクシー・航空機	禁煙
C 上記以外の多数の者が利用する施設 旅客船・鉄道	原則屋内禁煙（喫煙専用室内でのみ喫煙可）
D 飲食店	原則屋内禁煙（喫煙専用室内でのみ喫煙可） 〔小規模な既存店（個人又は中小企業が経営する客席面積 100 m ² 以下の飲食店）では、 標識を掲示することで当面は喫煙可〕

※ 屋外で受動喫煙を防止するために必要な措置がとられた場所に、喫煙場所を設置することができる。

注：旅館・ホテルの客室等、人の居住の用に供する場所は、適用除外とする。

注：喫煙をすることができる室には 20 歳未満の者（従業員を含む。）を立ち入らせてはならないものとする。

施行期日：2020 年 4 月 1 日（ただし、A の施設に関する規定については公布の日から起算して 1 年 6 月を超えない範囲内において政令で定める日 → 2019 年夏頃）

産業保健関係助成金のご案内！

産業保健関係助成金制度については、前号（Vol.35 2018 年春号）でもご紹介しましたが、本号では、それぞれの助成金の対象事業場や助成金額等について、概要をお知らせします。

助成金の種別	助成対象事業場	助成金額
ストレスチェック助成金	常時使用する従業員数 50 人未満の事業場（派遣労働者も含む）＝小規模事業場 労働保険適用事業場	ストレスチェックの実施 → 従業員 1 人につき 500 円 ストレスチェック実施後の面接指導等医師による活動 → 1 回 21,500 円（上限 3 回まで）
職場環境改善計画助成金 （A コース）	労働保険適用事業場	専門家の指導費用 → 1 事業場当たり上限 100,000 円 機器・設備購入費用 → 上限 50,000 円
職場環境改善計画助成金 （B コース）	労働保険適用事業場	機器・設備購入費用 → 上限 50,000 円
心の健康づくり計画助成金	労働保険適用事業場	1 企業等につき一律 100,000 円
小規模事業場産業医活動助成金 （産業医コース）	小規模事業場 労働保険適用事業場	産業医と産業医活動の実施契約をし、実際に活動が行われ場合の費用 → 1 事業場当たり、6 カ月ごとに 100,000 円を上限（2 回を限度）
小規模事業場産業医活動助成金 （保健師コース）	小規模事業場 労働保険適用事業場	保健師と産業保健活動の実施契約をし、実際に活動が行われ場合の費用 → 1 事業場当たり、6 カ月ごとに 100,000 円を上限（2 回を限度）
小規模事業場産業医活動助成金 （直接健康相談環境整備コース）	小規模事業場 労働保険適用事業場	1 事業場当たり、6 カ月ごとに 100,000 円を上限（2 回を限度）

これらの産業保健関係助成金については、上表の他にも詳細な支給要領等が定められています。ご活用をお考えの事業場にあつては、奈良産業保健総合支援センター、または労働者健康安全機構本部までお電話等でお問い合わせくださいますようお願いいたします。

■ ナビダイヤル：0570-783046（労働者健康安全機構本部 産業保健業務指導課）
また、次の Web サイトに助成金の手引き（申請書様式等を含む。）が掲載されています。
ご利用ください。

URL：<https://www.johas.go.jp/sangyouhoken/tabid/1253/Default.aspx>

「メンタルヘルス相談窓口」再開のお知らせ！

本年 4 月から休止し、皆様にご不便をおかけしていましたが当センター事務所内に開設します「メンタルヘルス相談窓口」ですが、7 月から再開させていただいておりますので、お知らせしますとともに、ご利用をお待ち申し上げます。

なお、窓口で相談対応致します産業保健相談員（メンタルヘルス担当）は、本年 7 月から新たに相談員として活動していただいている「片岡 裕 医師（精神科・心療内科）」です。

よろしくお願い申し上げます。

当面のメンタルヘルス相談窓口の開設日程は次のとおりです。ただ、急きょ休止する場合や時刻変更する場合がありますが、その場合は、当センターホームページの「お知らせ」ページに掲載しますので、ご利用いただく前には、念のためご確認をお願い致します。

9月 5日（水）	14:00～17:00	10月 3日（水）	14:00～17:00
9月 11日（火）	13:30～15:30	10月 9日（火）	13:30～15:30
9月 19日（水）	14:00～17:00	10月 17日（水）	14:00～17:00
9月 25日（火）	13:30～15:30	10月 23日（火）	13:30～15:30
		10月 30日（火）	13:30～15:30

ご相談・ご質問等をお待ちしています！

奈良産業保健総合支援センターでは、産業医学、職場におけるメンタルヘルス・カウンセリング、労働衛生工学、保健指導、労働衛生関係法令に関する様々なご相談やご質問等に対して、医師、労働衛生コンサルタント、臨床心理士、保健師、社会保険労務士等の専門スタッフ（産業保健相談員）が無料でご相談に応じ、解決方法等をアドバイスいたします。（相談内容等の秘密は厳守いたします。）

ご相談いただく方法は、来所（面談：事前予約が必要）、電話、ファックス、メールがあります。

また、作業環境管理、作業管理の改善等について、産業保健相談員が事業所の作業現場まで出張して具体的な作業状況等に応じた専門的・工学的な指導・助言を行うこともできます。

〒630-8115 奈良市大宮町 1 丁目 1 番 3 2 号 奈良交通第 3 ビル 3 階
独立行政法人労働者健康安全機構 奈良産業保健総合支援センター



電話：0742-25-3100 F A X：0742-25-3101

Eメール：info@naras.johas.go.jp